

2014年は「エルニーニョ」再来？（日本）

1. エルニーニョ現象とは？

エルニーニョ現象とは、太平洋赤道付近の日付変更線の辺りから南米のペルー沿岸にかけて、海面水温が高くなり、その状態が1年程度続く現象です。大気の流れを乱し、偏西風の蛇行などに伴う異常気象が発生しやすくなる要因として知られます。一般に日本では、冷夏や暖冬を招く要因となります。

また、同海域の海面水温の低下に伴い、この逆の結果が発生することはラニーニャ現象と呼ばれます。

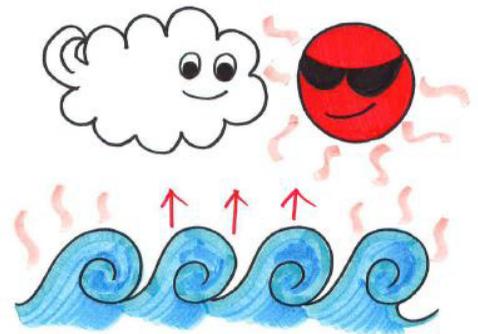
2. 最近の動向

日本の気象庁や、世界気象機関、オーストラリア気象庁など、世界の気象当局は、2014年の半ば頃からエルニーニョ現象が発生する可能性を指摘し始めました。

エルニーニョ現象は、ラニーニャ現象と交互に発生する例が多くあります。従来から2014年における上記海域の水温は、「平常」と「エルニーニョ」発生の境目付近と見られていました。

日本の気象庁は、今夏には「平常」と「エルニーニョ発生」の可能性が同程度、世界気象機関も「2014年半ばに弱いエルニーニョ現象の発生する可能性」は「五分五分」と見えています。

仮に同現象が夏に発生した場合、太平洋高気圧の張り出しが例年ほどとならず、梅雨明けの遅れや気温上昇の抑制、日照時間の短期化なども想定されます。



近年の発生状況

2009年夏～2010年春	エルニーニョ(冷夏・暖冬)
2010年夏～2011年春	ラニーニャ(猛暑・厳冬)
2011年夏～2014年春	平常 (ただし2013年などは猛暑)
2014年夏～	「弱い」エルニーニョ？

(出所) 気象庁、世界気象機関の発表を基に
三井住友アセットマネジメント作成

3. 今後の展開

例年3～5月には観測の精度が低下する時期となることもあり、目先では2月の観測結果を踏まえた3月中旬の当局発表に注目が集まります。また、仮に春先の観測で可能性が一段と高まるようであれば、過去に豪雨の被害を受けた地域などでは、早い段階でのインフラ再点検など、防災対策も望めます。

一般に、冷夏は景気の抑制要因と受け取られがちです。しかし、今回のエルニーニョの程度は現時点で、「弱め」と見られます。また、近年は猛暑が長引いて体力が低下し、夏のピークに消費が活発にならなかった例も少なくありません。元気なシニア層も消費の担い手となってきたことを踏まえれば、悪条件とは言い切れないとの見方も出来ます。雨天時の対応など、備えが万全ならば良い結果もありそうです。

なお、2014年は春に消費税増税で消費意欲がやや落ち込む可能性があるものの、夏はボーナスなどで多くの労働者が賃金上昇傾向を実感できるものと思われる。こうした盛り上がりを天候要因で逃さないよう、続報に注意しながら、企業、消費者ともにしっかりと2014年夏の対策、予定を練りたいものです。

弊社マーケットレポート **検索!!** 2014年02月06日【デイリー No.1,794】最近の指標から見る日本経済(2014年2月)
2014年01月06日【キーワード No.1,241】宅森チーフエコノミストに聞く!「2014年の日本経済の展望」(日本)

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

【重要な注意事項】

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限3.50%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限年 1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託(基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。)における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

●投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2013年11月15日現在]

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。



三井住友アセットマネジメント株式会社